

令和2年第1回定例会（6月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年6月18日
総務部

【予算関係】

資料1 令和2年度6月補正予算に関する説明資料

(財政課)

【議案関係】

資料2 「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例案」について（議案第136号）

(人事課)

資料3 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第137号）

(人事課)

資料4 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について
（議案第138号・第139号）

(税務課)

資料1 (予算関係)

令和2年6月18日
財政課

令和2年度6月補正予算
に関する説明資料

(議案第133号)

令和2年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	16,906	土木費負担金 14,906 (422,701 → 437,607) 農林水産業費負担金 2,000 (1,307,852 → 1,309,852)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	2,496,721	地方道路交付金事業費 1,808,493 (7,263,535 → 9,072,026) 河川改修事業費 295,500 (3,085,871 → 3,381,371)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	1,800	地域医療介護総合確保基金繰入金 1,800 (2,054,991 → 2,056,791)	
13 繰越金	342,066	前年度繰越金 342,066 (668,226 → 1,010,292)	
14 諸収入	36,001	木材産業等高度化推進資金貸付金元利収入 24,001 (410,020 → 434,021) 木材産業等高度化推進資金借入金 12,000 (205,000 → 217,000)	
15 県 債	2,043,400	地方道路交付金事業費 1,074,800 (4,231,200 → 5,306,000) 国直轄道路事業負担金 434,700 (3,977,700 → 4,412,400)	
合 計	4,936,894	625,752,660→630,689,554	

令和2年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費	55,570	南児童相談所移設改修事業 29,830 (0 → 29,830) 高齢者施設等防災・減災対策等推進事業 17,470 (2,842 → 20,312)	
4 衛 生 費	4,125	アウトドア・アクティビティによる真木真昼魅力創生事業 4,125 (0 → 4,125)	
5 労 働 費			
6 農林水産業費	279,071	林業成長産業化総合対策事業 147,372 (194,245 → 341,617) CSF等緊急防疫対策事業 47,316 (9,548 → 56,864) 木材産業等高度化推進事業 36,000 (615,000 → 651,000)	
7 商 工 費			
8 土 木 費	4,531,555	地方道路交付金事業 3,004,888 (13,965,787 → 16,970,675) 河川改修事業 593,300 (6,291,325 → 6,884,625)	
9 警 察 費	7,687	運転免許試験及び免許証作成業務事業 7,687 (240,809 → 248,496)	
10 教 育 費	58,886	e-AKITA ICT学び推進プラン事業 23,090 (0 → 23,090) 私立専修学校・各種学校運営費等補助金 22,545 (21,748 → 44,293)	
11 災 害 復 旧 費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	4,936,894	625,752,660→630,689,554	

令和2年度6月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費			
2 物 件 費	53,826	e-AKITA ICT学び推進プラン事業 23,090 (0 → 23,090) 建設事業周辺家屋調査補償事業 10,263 (0 → 10,263) 運転免許試験及び免許証作成業務事業 7,687 (240,262 → 247,949)	
3 その他の行政経費			
扶 助 費	1,794	私立専修学校・各種学校運営費等補助金 1,794 (177 → 1,971)	
補 助 費 等	204,212	林業成長産業化総合対策事業 101,135 (10,000 → 111,135) CSF等緊急防疫対策事業 47,316 (0 → 47,316) 私立専修学校・各種学校運営費等補助金 20,751 (21,571 → 42,322)	
積 立 金	1,800	地域医療介護総合確保基金積立金 1,800 (482,877 → 484,677)	
投 資 及 び 出 資 金			
貸 付 金	24,000	木材産業等高度化推進事業 24,000 (410,000 → 434,000)	
4 維持修繕費			
5 補助投資事業費	4,099,598	地方道路交付金事業 3,004,888 (13,965,787 → 16,970,675) 河川改修事業 593,300 (6,291,325 → 6,884,625)	
6 単独投資事業費	39,810	南児童相談所移設改修事業 25,538 (0 → 25,538) 市町村施行土地区画整理事業費補助金 14,272 (57,088 → 71,360)	
7 補助災害復旧事業費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金	511,854	国直轄道路事業負担金 511,854 (3,977,990→ 4,489,844)	
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	4,936,894	625,752,660→630,689,554	

「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例案」について (議案第 136 号)

令和 2 年 6 月 18 日
人 事 課

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (令和 2 年政令第 61 号) による地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) の一部改正により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

会計年度任用職員 (短時間勤務) の県に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に負担する額に、期末手当を含むこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

〔参考 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の内容〕

知事又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事又は職員が賠償の責任を負う額から、給与の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせることとする。

(1) 知事 6

(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員若しくは内水面漁場管理委員会の委員又は警察本部長 2

(4) (2)及び(3)以外の職員 1

損害賠償額 - 負担額 (一会計年度の給与 × 乗数) = 免責額

新	旧
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、知事又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>(一) 略</p> <p>(四) 略</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、知事又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>(一) 略</p> <p>(四) 略</p>

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 137号)

令和 2 年 6 月 18 日
人 事 課

1 改正理由

一般職の国家公務員に準じ、家畜伝染病のまん延を防止するために家畜のと殺等の作業以外の作業に従事した職員並びに新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業に従事した職員に対し防疫等業務手当を支給する必要がある。

2 改正内容

- (1) 家畜伝染病のまん延を防止するために家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業以外の人事委員会規則で定める作業(※1)に従事した場合は、防疫等業務手当(※2)を支給することとする。(第6条関係)

※1 豚熱のまん延を防止するために行う野生イノシシの死体の運搬若しくは埋却又は野生イノシシの捕獲現場等の消毒の作業を想定

※2 290円/日を想定

- (2) 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業で人事委員会規則で定めるもの(※)に従事したときは、防疫等業務手当(3,000円/日又は4,000円/日)を支給することとする。(附則第7項及び第8項関係)

※ 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う作業を想定

- ・ 3,000円/日の作業で想定されるもの

①患者等に接して行う作業

②患者等が使用した物品の処理

③宿泊施設内における生活支援等

具体例：面談による積極的疫学調査、検体採取時の補助、感染者等の移送、宿泊施設内での受付・廃棄物等の処理などの生活支援業務

- ・ 4,000円/日の作業で想定されるもの

○患者等の身体に直接接触する作業

具体例：宿泊施設における患者の体調急変時の介助

3 施行期日

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
(2) 2(2)は、令和2年2月1日から適用することとする。

新	旧
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第六条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 職員が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項の家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるものに限る。次号において同じ。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</p> <p>五 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>2・3 略</p> <p>1 6 略</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例)</p> <p>7 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第六条第一項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>8 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円)とする。</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第六条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 職員が家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項の家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるものに限る。次号において同じ。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</p> <p>2・3 略</p> <p>1 6 略</p> <p>附 則</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について
(議案第 138号・第 139号)

令和 2年 6月 18日
税 務 課

第 1 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 138号)

1 改正理由

社会福祉施設の整備及び医療の充実の財源に充てるため、法人の県民税に係る税率の特例措置の適用期間を延長する必要がある。

2 改正内容

資本金等の額が 1 億円超の法人等に係る県民税の法人税割について、税率を 100 分の 1.8 (本則 100 分の 1.0) とする特例措置の適用期間を令和 8 年 3 月 31 日 (現行令和 3 年 3 月 31 日) まで 5 年間延長することとする。(附則第 13 条関係)

・ 対象法人 約 2,100 法人

※ 中小法人 (資本金等の額が 1 億円以下の法人であって、法人税額が 1 千万円以下のもの) は対象外

・ 年間増収見込額 約 3 億 3 千万円 (令和元年度決算見込額)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

第 2 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について (議案第 139号)

1 改正理由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び軽量の葉巻たばこに係る県たばこ税の課税方法の見直し等を行う必要がある。

2 主な改正内容

(1) 個人の県民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置 (第 34 条関係)

令和 3 年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者がひとり親である場合には、婚姻歴の有無にかかわらず、その者の前年の総所得金額等から 30 万円を控除することとした上で、現行の寡婦控除の適用対象を見直すこととする。

	改正後	現行
寡婦控除	夫と死別し、若しくは離婚した後に婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者 ・扶養親族を有すること（離婚のみ） ・前年の合計所得が500万円以下 ・ひとり親に該当しないこと 【所得控除額 26万円】	夫と死別し、若しくは離婚した後に婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者 ・扶養親族を有すること（離婚のみ） ・前年の合計所得が500万円以下（扶養親族がいない場合のみ） 【所得控除額 26万円】
ひとり親控除	現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない者 ・生計を一にする子を有するとき ・前年の合計所得が500万円以下 【所得控除額 30万円】	【新設】

(2) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等の金額に係る計算の整備（附則第12条の3の2関係）

特定非課税累積投資契約（新NISA）に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等の措置を講ずることとする。

	新NISA	一般NISA
非課税期間	5年間	5年間
購入できる商品と非課税投資上限額	1階部分（投資信託等） ：年間20万円 2階部分（個別株、投資信託等） ：年間102万円 ※1階部分を投資しなければ、2階部分に投資できない。	個別株、投資信託等 ：年間120万円
口座開設可能期間	令和6年から令和10年まで	平成26年から令和5年まで

(3) 軽量の葉巻たばこに係る県たばこ税の課税方法の見直し（第82条関係）

① 葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとする。

② 葉巻たばこの課税方式について、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。

(4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

(1) 2(3)①は令和2年10月1日から、2(1)は令和3年1月1日から、2(2)は令和3年4月1日から、2(3)②は令和3年10月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例等)</p> <p>第十三条 平成三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>26略</p>	<p>附則</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例等)</p> <p>第十三条 平成三年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>26略</p>



秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(所得控除)</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には同項及び同条第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。</p> <p>(表 略)</p> <p>3・4 略</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には同項及び同条第三項から第十二項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については同条第二項、第七項及び第十二項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。</p> <p>(表 略)</p> <p>3・4 略</p>

秋田県県税条例の一部改正（第二条による改正）

新

(たばこ税の課税標準)

第八十二条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

(表 略)

3・4 略

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の三の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、

旧

(たばこ税の課税標準)

第八十二条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

(表 略)

3・4 略

附 則

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の三の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)(その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、

同法第三十七条

それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)、同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項において「特定累積投資勘定」という。)(又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項において「特定非課税管理勘定」という。))からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)(があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額(以下この項において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲

それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)(又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。))から

の非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)(があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額(以下この項において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約

に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲

げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座
内上場株式等を取得了た県民税の所得割の納税義務者については
、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額を
もつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得了
たものとそれれみなして、前項及び附則第十二条の二の規定そ
の他の県民税に関する規定を適用する。

げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座
内上場株式等を取得了た県民税の所得割の納税義務者については
、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額を
もつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得了
たものとそれれみなして、前項及び附則第十二条の二の規定そ
の他の県民税に関する規定を適用する。

当日配付資料 (追加提案関係)

令和 2 年 6 月 2 3 日
財 政 課

令和 2 年 度 6 月 補 正 予 算

(令和2年6月22日追加提案分) に関する説明資料

(議 案 第 1 6 0 号)

令和2年度6月補正予算(令和2年6月22日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	7,780,454	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 7,780,454 (245,296 → 8,025,750)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金			
13 繰越金	404,100	前年度繰越金 404,100 (1,010,292 → 1,414,392)	
14 諸収入	9	労働保険料 9 (26,359 → 26,368)	
15 県 債			
合 計	8,184,563	630,689,554→638,874,117	

令和2年度6月補正予算(令和2年6月22日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費	5,275,544	新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業 5,275,544 (0 → 5,275,544)	
4 衛 生 費	2,714,919	医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業 2,714,919 (0 → 2,714,919)	
5 労 働 費			
6 農林水産業費			
7 商 工 費	194,100	秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 194,100 (2,104,860 → 2,298,960)	
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	8,184,563	630,689,554→638,874,117	

令和2年度6月補正予算(令和2年6月22日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	3,695	会計年度任用職員人件費等 3,695 (3,916,086 → 3,919,781)	
2 物 件 費	51,875	新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業 36,630 (0 → 36,630)	
		医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業 15,245 (0 → 15,245)	
扶 助 費			
3 その 他の 行政 経費	8,128,993	新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金支給事業 5,236,143 (0 → 5,236,143)	
		医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業 2,698,750 (0 → 2,698,750)	
		秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 194,100 (2,100,000 → 2,294,100)	
	積 立 金		
投資及び出資金			
貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費			
6 単 独 投 資 事 業 費			
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	8,184,563	630,689,554→638,874,117	